



福島県医発第 2496 号 (地)

令和 6 年 1 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴う
関係政省令の公布について

さて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号。以下、「法」という。）は本年 6 月 16 日に公布され、施行期日は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲で政令において定める日とされております。

本件につきましては、本会からも令和 5 年 6 月 28 日付福島県医発第 886 号（地）にて情報提供しているところです。

今般、厚生労働省老健局長より各都道府県知事・市町村長宛に法の施行のため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 366 号）が本年 12 月 20 日に公布・施行された他、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令（令和 5 年政令第 367 号。以下、「定義政令」という。）及び認知症施策推進本部令（令和 5 年政令第 368 号）（以下、これら 3 つの政令をまとめて「関係政令」という。）並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行規則（令和 5 年厚生労働省令第 158 号。以下、「省令」という。）が本年 12 月 20 日に公布され、法の施行期日と同日から施行されることとなった旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。関係政令及び省令の主な内容については下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【関係政令について】

- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を令和 6 年 1 月 1 日とすること（施行期日政令）
- ・ 認知症の定義を介護保険法施行令と同じ規定で定めること（定義政令）
- ・ 認知症施策推進本部（認知症施策推進関係者会議を含む）の運営に当たっての詳細（関係者会議の委員の任期等）を定めること（認知症施策推進本部令）

【省令について】

- ・ 定義政令から委任された認知症の定義を介護保険法施行規則と同じ規定で定めること

以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

令和 5 年 12 月 25 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

（公印省略）

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴う
関係政省令の公布について

さて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号。以下「法」という。）は本年 6 月 16 日に公布され、施行期日は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲で政令において定める日とされております。

本件については、本会からも「「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布について」（令 5. 6. 22 付 日医発第 595 号）にて、情報提供しているところです。

今般、厚生労働省老健局長から各都道府県知事・市町村長宛に、法の施行のため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 366 号）が本年 12 月 20 日に公布・施行されたほか、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令（令和 5 年政令第 367 号。以下「定義政令」という。）及び認知症施策推進本部令（令和 5 年政令第 368 号）（以下これら 3 つの政令をまとめて「関係政令」という。）並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行規則（令和 5 年厚生労働省令第 158 号。以下「省令」という。）が本年 12 月 20 日に公布され、法の施行期日と同日から施行されることとなったとのお知らせがありました。

関係政令については、

- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を令和 6 年 1 月 1 日とすること（施行期日政令）
- ・認知症の定義を介護保険法施行令と同じ規定で定めること（定義政令）
- ・認知症施策推進本部（認知症施策推進関係者会議を含む）の運営に当たっての詳細（関係者会議の委員の任期等）を定めること（認知症施策推進本部令）

省令については、

- ・定義政令から委任された認知症の定義を介護保険法施行規則と同じ規定で定めることが主な内容とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴う関係政省令の公布について（通知）（令 5. 12. 20 老発 1220 第 2 号 厚生労働省老健局長通知）

- ・官報抜粋

以上

各都道府県知事
各 市 町 村 長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴う関係政省令
の公布について（通知）

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号。以下「法」という。）の施行のため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 366 号）が本日公布・施行されたほか、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令（令和 5 年政令第 367 号。以下「定義政令」という。）及び認知症施策推進本部令（令和 5 年政令第 368 号）（以下これら 3 つの政令をまとめて「関係政令」という。）並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行規則（令和 5 年厚生労働省令第 158 号。以下「省令」という。）が本日公布され、法の施行期日と同日から施行されることとなりました。

関係政令及び省令の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、関係団体等へ周知いただくようお願いいたします。

記

第 1 関係政令について

1 制定の趣旨

法の施行のため、その施行期日、認知症の定義等、法が政令に委任している事項について定めるものであること。

2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令の主な内容

法の施行期日を令和 6 年 1 月 1 日とすること。

3 定義政令の主な内容

法第 2 条の「政令で定める状態」は、「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態」とすること（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 1 条の 2 の規定に同じ。）。

4 認知症施策推進本部令の主な内容

(1) 認知症施策推進関係者会議

ア 認知症施策推進関係者会議の委員の任期は、2 年とすること。

イ 認知症施策推進関係者会議に、会長を置き、委員の互選により選任すること。

ウ 認知症施策推進関係者会議の運営について所要の規定を整備すること。

(2) 認知症施策推進本部の運営

認知症施策推進本部令に定めるもののほか、認知症施策推進本部の運営に関し必要な事項は、認知症施策推進本部長（内閣総理大臣）が認知症施策推進本部に諮って定めること。

- 5 定義政令及び認知症施策推進本部令の施行期日
令和6年1月1日（法の施行期日と同日）

第2 省令について

1 制定の趣旨

定義政令において厚生労働省令に委任している事項について定めるものであること。

2 主な内容

定義政令で定める「厚生労働省令で定める精神疾患」は、「せん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患」とすること（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第1条の2の規定に同じ。）。

3 省令の施行期日

令和6年1月1日（法の施行期日と同日）

以上

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百六十六号

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令

内閣は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日は、令和六年一月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 武見 敬三

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百六十七号

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令

内閣は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「法」という。）第二条の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする。

附 則

この政令は、法の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄

認知症施策推進本部令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百六十八号

認知症施策推進本部令

内閣は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期）

第一条 認知症施策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二条 関係者会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、関係者会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（関係者会議の運営）

第三条 関係者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 関係者会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項に定めるもののほか、議事の手続その他関係者会議の運営に関し必要な事項は、会長が関係者会議に諮って定める。

（認知症施策推進本部の運営）

第四条 この政令に定めるもののほか、認知症施策推進本部の運営に関し必要な事項は、認知症施策推進本部長が認知症施策推進本部に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

2 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「人事院」を「認知症施策推進本部、人事院」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

○厚生労働省令第百五十八号

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令（令和五年政令第三百六十七号）の規定に基づき、この省令を制定する。

令和五年十二月二十日

厚生労働大臣 武見 敬三

共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行規則

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令（令和五年政令第三百六十七号）の厚生労働省令で定める精神疾患は、せん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患とする。

附 則

この省令は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。